

第 20 回アジア競技大会財務分析業務委託 仕様書

1 業務名

第 20 回アジア競技大会財務分析業務

2 目的

2026 年に愛知・名古屋で開催する第 20 回アジア競技大会（以下「本大会」という。）の大会主催者負担経費は、2016 年公表の「第 20 回アジア競技大会開催構想」において総額 850 億円（運営経費 440 億円・競技会場仮設整備費 110 億円・選手村仮設整備費 300 億円）とされ、このうち運営経費については、2014 年の第 17 回大会（韓国・仁川）を参考に見積もったものであり、不確定要素が多いため、さらに費用の圧縮に努めるとともに、経費を精査することとしている。

本業務は、経費精査をさらに精度の高いものにしていくため、過去大会（過去に日本国内で開催された、大規模な国際スポーツ大会を指す。以下同じ。）の予算策定・予算管理等の業務経験のある事業者の知見を活用して、本大会の経費に関する分析を行うものである。

3 委託業務内容

受託者は、以下の（1）及び（2）の業務を行う。

なお、「8 アジアパラ競技大会について」も参照すること。

（1）経費項目の洗い出し

本大会の準備及び開催にあたり発生しうる経費項目を、網羅的に洗い出すこと。

洗い出しにあたっては、必ず受託者において過去大会における開催経費の実績をよく調査し、その実績を基礎にした上で、さらに、本大会特有の事項をよく考慮して行うこと。

この「本大会特有の事項」については、例えば、本大会の会期、実施競技、会場の数・場所などが想定されるが、必要となる情報は適宜、委託者に提供を求めること。

（※「6 留意事項 ②」も参照）

洗い出した経費項目は、FA（ファンクショナル・エリア）ごとに表にまとめ、期日までに成果物として委託者に納品すること。

（※「5 成果物」も参照）

（2）財務分析における委託者のサポート

上記（1）で洗い出した経費項目を元にして、委託者が大会経費の分析を行うにあたり、受託者は、その知見に基づくサポートを行う。

（委託者が必要とするサポートの例）

- ・経費項目ごとの、本大会における想定必要数量及び想定単価の設定に係る助言
- ・大会経費を圧縮するための方策に関する助言
- ・その他、委託者が本大会の財務分析を行うに当たり必要な助言

（委託者が求めるサポート実施手法の例）

- ・委託者からのメールによる随時の相談に対し、回答する。
- ・委託者と WEB 会議を実施し、相談対応を行う。
- ・必要に応じ委託者を直接訪問し、相談対応を行う。

※大会経費の分析は、2022年6月末の時点で中間とりまとめを行い、9月末で完成させることを想定している。

4 業務実施計画・体制

(1) 業務計画書の作成及び提出

委託業務の実施にあたり、業務スケジュールや実施体制等を示す業務計画書を、契約後速やかに委託者に提出すること。

(2) 進捗管理

総括責任者及び委託者との連絡責任者を予め定め、委託者側担当者との連絡を密にし、業務の進捗管理を行うものとする。

(3) 連絡体制等

トラブル等が発生した場合に、速やかに委託者側担当者との連絡を取れる体制を整えること。また、受託者の責任において、トラブル等に適切に対応すること。

(4) 業務履行

受託者は、委託者からの特別の指示のない限り、企画提案した体制や実施内容により、業務を実施すること。

5 成果物

本業務の成果物として、以下の(1)のとおり提出すること。

(1) 成果物及び納期

① 経費項目表(別紙1) 書面:1部 データ(Excel形式):1式

【納期】2022年2月28日(月)

※「3 委託業務内容(1)」において洗い出した経費項目を、表としてまとめたものを提出する。

※データの提出方法は、電子メール、CD-R又はそれに類する方法とする。

② 報告書 書面:1部 データ:1式

【納期】2022年9月30日(金)

※データの提出方法は、上記①と同様とする。

(2) 納品先

公益財団法人愛知・名古屋アジア競技大会組織委員会 総務課

(〒460-0001 名古屋市中区三の丸3-2-1 愛知県東大手庁舎4階)

(3) 成果物に係る著作権の譲渡

受託者は、成果物が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合は、当該著作物に係る受託者の著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。)を、当該著作物の引き渡し時に委託者に無償で譲渡するものとする。

6 留意事項

- ①本業務の実施に当たり疑義が生じた場合、受託者は委託者の指示を仰ぎ、その指示に従うものとする。
- ②委託者は、受託者から求めがあった場合には、本業務の遂行に必要となる情報を受託者に提供するものとする。但し、委託者が対応可能な範囲に限る。
- ③受託者は、本業務の遂行に当たり知り得た情報を、委託者の事前の許可なく他者に漏らしてはならない。本契約の終了後も同様とする。
- ④委託者は、本業務を履行するために必要であり、かつ、やむを得ないと認めるときは、受託者と協議の上、仕様書の内容を変更することができる。この変更によって、委託業務の一部が削除された場合、委託者は契約金額を変更することができる。この場合において、契約金額の減少による受託者の契約解除権は発生しない。
- ⑤妨害又は不当要求に対する届出義務
 - ア 受託者は、契約の履行にあたって、暴力団又は暴力団員等からの妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けた場合は、速やかに委託者へ報告し、警察へ被害届を提出しなければならない。
 - イ 受託者が、アに規定する妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、アの報告又は被害届の提出を行わなかった場合は、契約の相手方としない措置を講じることがある。
- ⑥この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて委託者と受託者が協議して決めるものとする。

7 権利処理

- ①受託者は、委託者及び第三者に対し、本業務で作成する成果物に関する著作権人格権（公表権、同一性保持権、氏名表示権）を一切行使せず、また第三者がかかる権利を行使しないよう受託者の責任と負担の下で権利処理を行うものとする。
- ②本業務の成果物に使用される文芸、美術等一切の著作権、第三者の肖像権、プライバシー権その他の一切の権利及び本業務に関与するすべての者に関する権利の処理は、すべて受託者の責任と負担で行い、本業務の成果物の著作権が何ら問題を生ずることなく完全な状態で委託者に帰属するよう措置するものとする。
- ③関係者その他第三者から異議、苦情の申し立て、実費又は対価の請求、損害賠償請求等があった場合は、弁護士費用も含め、受託者の責任と負担においてこれを処理するものとする。

8 アジアパラ競技大会について

APC（アジアパラリンピック委員会）が主催するアジアパラ競技大会は、2010年以降、OCA（アジア・オリンピック評議会）が主催するアジア競技大会の閉会後に、同一都市で開催されている。

2026年に行われる予定の第5回アジアパラ競技大会（以下「パラ大会」という。）については、現在、愛知県及び名古屋市が開催に向けた検討を進めているところである。

本業務は、パラ大会が愛知・名古屋地域で開催され、物品や会場設備などの一部を本大会とパラ大会で共有することになる可能性を考慮に入れながら、実施することとする。